

新型コロナウイルス感染予防のため
イベントなどを中止することがあります

全国的に広がる新型コロナウイルスの感染予防のため、3月以降、町が主催する各種イベントの中止・縮小や公共施設の貸館などの利用制限を行っています。
4月以降も、状況に応じてイベントの中止などを行う場合がありますので、事前に町ホームページか担当課で確認してください。

▼新型コロナウイルス関連情報
町ホームページ (<http://www.town.masaki.ne.jp/site/coronavirus/>)
に 関 連 情 報 を ま と め て い ま す。

総務課危機管理係
☎ 985-4103



4月1日から
まちづくり課に都市計画室を新設しました

住宅・事業用地の確保に向けた土地利用の在り方などを検討し、「快適で暮らしやすい基盤づくり」を進めるため、まちづくり課内に「都市計画室」を新設しました。この室では、都市計画に関する業務を特化して行います。

このほか町営住宅係と計画建築係を統合し、建築住宅係になりました。都市計画室と建築住宅係の主な仕事は下記の通りです。

なお、同課内の管理係と土木係には変更ありません。
まちづくり課都市計画室都市計画係
☎ 985-4124

▼まちづくり課内に新設・統合した係などの主な業務

都市計画室	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の策定に関すること 都市計画事業に関すること
建築住宅係	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事の設計施工や技術指導に関すること 建築施設の営繕に関すること 町営住宅や改良住宅の管理運営など

ゼロから始めるジョギング教室
ジョギングを続けるコツを学ぼう



初めてジョギングをする人を対象に、準備運動、走り方や体幹トレーニングなど安全にジョギングを続けるためのコツをアドバイスします。一緒に楽しく健康になりましょう。

秋コース	春コース
9月 4日(金)	4月 27日(日)
11日(金)	5月 11日(日)
25日(金)	18日(日)
10月 2日(金)	25日(日)
9日(金)	6月 1日(日)
16日(金)	8日(日)
30日(金)	22日(日)
11月 6日(金)	29日(日)
13日(金)	7月 6日(日)
20日(金)	20日(日)

日時 いずれも19時～21時

場所 福祉センター2階集会所、松前公園

対象 町内在住でおおむね20歳から64歳までの人

内容 理学療法士や管理栄養士によるミニ講座、ジョギング、ストレッチなど

講師 理学療法士、管理栄養士、ジョギングインストラクターなど

定員 各コース30人(先着順)

参加費 無料

準備物 タオル、水分、シューズ

申し込み方法 電話かメールで申し込み

※メールの場合は、受信後3日以内(土日祝を除く)に受け付け完了

ダイエットにもおすすめ!



▼令和元年度参加者の効果
体重-6.4kg、脂肪量-4.8kg (54歳女性)
体重-6.1kg、脂肪量-5kg (39歳女性)

各コース初回は、私が指導します



◎初回ゲストランナー 土佐礼子さん

メールを送信します。
▼申し込み期限
【春コース】4月17日(金)
【秋コース】8月21日(金)
※定員になり次第締め切ります。

▼申込先・問い合わせ
子育て・健康課健康増進係

☎ 985-4118

✉ 73hoco@town.masaki.ne.jp



令和2年度
義農祭

義農作兵衛の遺徳をしのいで

享保の大飢饉の際、後世に麦種を残すため、自らの命を犠牲にして亡くなった義農作兵衛の遺徳をしのび義農祭を開催します。

日時 4月23日(土) 10時～

場所 義農公園

※ 新型コロナウイルス感染予防のため、ふる里市などは中止し、式典のみとします。

総務課企画政策係

☎ 985-4103



今年も行います
町政懇談会

皆さんの声を聞かせてください

引き続き、各地区で町政懇談会を行います。日程は回覧板を通じてお知らせしますので、確認してください。

町政懇談会でいただいた意見を踏まえ、昨年度は、運転免許を自主返納した高齢者に公共交通機関の乗車券などを交付する事業を始めました。

今年も、より多くの皆さんの参加をお待ちしています。

総務課広報聴係

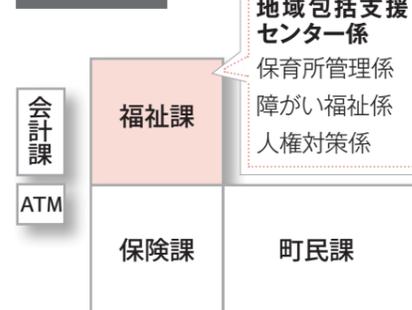
☎ 985-4132



子育て・健康課と地域包括支援センター
4月からの配置図

▼地域包括支援センターはこちら

庁舎1F

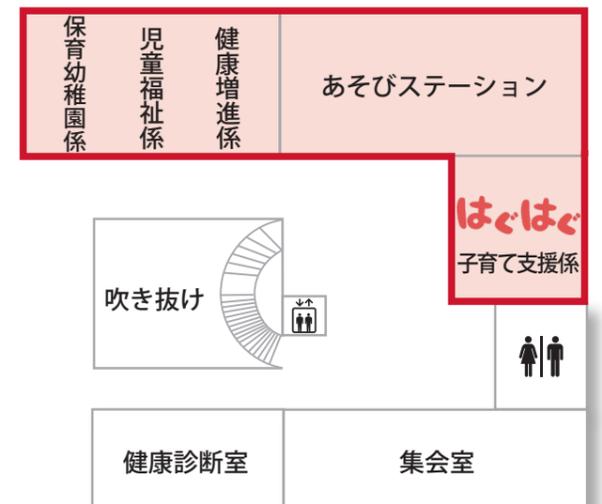


福祉課地域包括支援センター係

☎ 985-4205

▼子育て・健康課はこちら

福祉センター2F



子育て・健康課子育て支援係 ☎ 985-4189

子育てのSOSに込める サポート会員・利用会員を募集します

町では、子育ての援助を受けた人(利用会員)と子育ての援助をした人(サポート会員)が相互に登録し、会員同士で育児を援助する事業を行っています。料金など詳細は、お問い合わせください。

▼**援助内容** 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなどへの送迎、保育施設などの開始前・終了後・休日の預かり、保護者の病気・産前産後時の援助など

▼**【利用会員(子育ての援助を受ける人)】**

▼**対象** 0歳～小学校6年生

▼**利用方法** 下記問い合わせ先に電話してください。登録手続きをした後、サポート会員と顔合わせをして、具体的な援助方法について話し合います。

▼**【サポート会員(子育ての援助をする人)】**

▼**対象** 20歳以上の子育ての援助ができる社会人

※次の講座(計24時間、受講料無料)や実習を受ける必要があります。

▼**講座日程** 4月21日(火)、22日(水)、23日(木)、30日(木)、5月13日(水)、15日(金)、25日(月)、28日(木)

※日によって開催時間が異なりますのでお問い合わせください。

▼**場所** 福祉センター2階集会所

▼**申し込み方法** 電話申し込み

▼**締め切り** 4月20日(月)

▼**申込先・問い合わせ** 子育て・健康課子育て支援係

☎960-3269

令和2年度まさき町夏祭り 8月の第2土曜日に開催します

まさき町夏祭りは毎年8月の第1土曜日に開催していますが、本年度の同日程は潮位が非常に低く、はんなり競漕を安全に実施できない可能性があります。ことから、次の通り開催日を変更します。

▼**開催日** 8月8日(土)

※参加者は、広報まさき7月号で募集予定です。

▼**問合せ** 産業課商工水産観光係

☎985-4120



令和元年分所得税や町県民税 税の申告期間を延長しています

▼**延長後の申告期間** 3月17日(火)～4月16日(木) ※土・日曜日、祝日を除きます。

▼**【役場申告会場】**

●**時間** 8時30分～17時15分

●**場所** 役場1階税務課町民税係

▼**確定申告はネットが郵送が便利** 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する

▼**税務課町民税係(町県民税のこと)** 松山税務署(所得税のこと) ☎985-4110

☎941-9121

と、インターネットや郵送で提出できます。ぜひ利用してください。



4月17日以降

確定申告が間違っていたら...

▶**税額を多く申告していた** 税務署にある更正の請求書で訂正します。令和元年分確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から5年以内です。

▶**税額を少なく申告していた** 還付を受けた税額が多かった 修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。

☎松山税務署(自動音声案内) ☎941-9121

▼**【事業主の皆さんへ】** 法人税額が、修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

☎税務課管理収納係 ☎985-4109

令和2・3年度分 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し健全な運営を維持するため、2年に一度保険料率を見直しています。

令和2・3年度の愛媛県後期高齢者医療保険料率が改定されました。改定後の保険料率は、次の通りです。

2・3年度保険料(1人当たり年額)	均等割額	所得割率	限度額
R2・3年度	47,720円	9.02%	64万円
H30・R1年度	46,374円	8.78%	62万円

※所得割額は「基礎控除(33万円)後の総所得金額」×所得割率で算定

「均等割額+所得割額」

軽減に上乗せして軽減されていますが、次の通り段階的にこの上乗せ部分がなくなります。

対象者の所得	均等割額の軽減割合			
	原則	R1	R2	R3
33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
33万円以下(世帯の被保険者全員の各種所得なし)		8割	7割	
33万円+28.5万円×(世帯の被保険者数)以下	5割			
33万円+52万円×(世帯の被保険者数)以下	2割			

※不明な点は、気軽にお問い合わせください。

▼社会全体で支えている制度

後期高齢者医療制度は、医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を公費(国・県・市の負担金)約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料)約4割、残りの約1割を被保険者の皆さんが負担する、社会全体で支えている制度です。一人一人が健康管理や適正受診を心掛けましょう。

▼**愛媛県後期高齢者医療広域連合 保険課保険料係** ☎911-7734

☎985-4227

令和2年度 納税の期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月27日
	2	7月31日	7月27日
	3	12月25日	12月25日
	4	3年3月1日	3年2月25日
軽自動車税	全期	6月1日	5月25日
	第1・全期	6月30日	6月25日
町県民税	2	8月31日	8月25日
	3	11月2日	10月26日
	4	3年2月1日	3年1月25日
	第1・全期	7月31日	7月27日
国民健康保険税	2	8月31日	8月25日
	3	9月30日	9月25日
	4	11月2日	10月26日
	5	11月30日	11月25日
	6	12月25日	12月25日
	7	3年2月1日	3年1月25日
	8	3月1日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※ 口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。

☎税務課管理収納係 ☎985-4109

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。

保険料(税)額決定までは、原則2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

▼**対象保険料・税**

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

☎保険課保険料係(保険料のこと) ☎985-4227

納付月	4	6	8	10	12	2
徴収区分	仮徴収 令和2年2月と同額(町県民税は公的年金に係る元年度税額の1/6相当額)			本徴収 年間保険料(税)額-仮徴収納付額		

☎税務課町民税係(税のこと) ☎985-4110

4月から国民年金保険料が変わります

令和2年度の保険料は、月額1万6540円です(前年度より130円引き上げ)。

▼保険料の納付

4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書で、毎月の保険料を翌月末日までに納めます。納付場所は、金融機関やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。また、前納を利用すると保険料が割引になります。

▼学生納付特例申請について

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例

制度」が利用できます。

利用を希望する人で、前年度に学生納付特例申請が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。

初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証か在学証明書(原本)、年金手帳、認め印(朱肉を使用のもの)を持参し、町民課か年金事務所まで手続きをしてください。

町民課住民係

☎985-4106

松山西年金事務所国民年金課

☎925-5105

4月1日から供用開始しています

北公民館・児童館の耐震補強工事完了

北公民館・児童館の耐震補強工事が完了しました。地域の皆さんの活動や交流の場として、安全に利用していただけます。

▼おしゃれな正面玄関に注目

町が行う各種事業におしゃれなイメージを付加する、「おしゃれなま



正面玄関デザインイメージ

北公民館

☎984-7529

児童館

☎985-3388

松前町農産物PRシール 名称決定 「まさき手形」を貼って松前町産をPR

若手農業者検討会議で提案された、松前町産農産物のPRシールの名称が「まさき手形」に決まりました。

「まさき手形」は、町内農家の皆さんが自信を持って出荷する、松前町産農産物を示す印。確かな品質の農産物に貼って出荷し、他の産地との差別化を図り松前町産をPRしたいという願いが込められています。

「まさき手形」は産業課で販売しています。ぜひ自慢の農産物に貼って松前町産をPRしましょう。

▼料金 1枚1円(40枚単位)



私も野菜に貼って出荷しています!



▲小林裕之さん=中川原=

産業課農業振興係

☎985-4119

農耕トラクタを運転する人へ 農作業機を装着したまま走行可能に

農作業機(ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機など)を装着した状態の農耕トラクタで、公道を走行できるようになりました。

公道を走行するには一定の条件を満たす必要があります。次のQRコードを読み取るか、町ホームページで確認してください。



▼農林水産省HP



産業課農業振興係

☎985-4119

令和2年度 春の全国交通安全運動 「交差点 命のきけんが かくれんぼ」

4月6日から15日まで「春の全国交通安全運動」が始まります。「交差点 命のきけんが かくれんぼ」という県のスローガンのもと、この機会に一人一人が交通ルールを守り、正しいマナーを実践して交通事故を防ぎましょう。

▼どんなときに事故が多いの?

令和元年中の町内の交通事故の特徴は次の通りです。当てはまるときは特に注意して通行し、交通安全を心掛けましょう。

- ・道路別 町道での事故が多い
- ・事故類型別 交差点での事故が多い(出合頭や追突など)

伊予警察署

☎982-0110

町民課コミュニティ係

☎985-4228



出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出

令和2年度は届出書の職業欄に記入を

令和2年度は国勢調査実施年度です。次の期間に婚姻届などを提出する人は、届出書の職業欄(死亡届は産業欄も)に記入が必要です。

▼期間 4月1日から令和3年3月31日まで

▼職業欄の記入が必要な届け出 出生、死亡、死産、婚姻、離婚



※詳しくはお問い合わせください。

町民課住民係

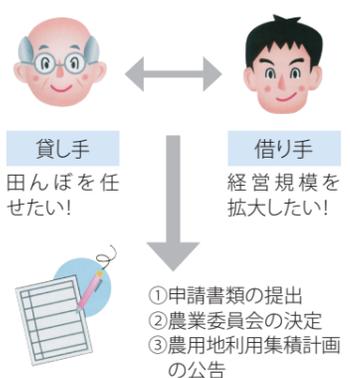
☎985-4105

安心して農地の貸し借りを

後継者不足や高齢化などの理由で農地を貸したい人と、機械の効率的な使用や経営規模の拡大をしたい人をつなぐ、「利用権設定等促進事業(下図)」で、効率的な経営をしませんか。

▼貸し借りのメリット

- ①貸した農地は期限が来れば必ず返ってくる
- ②期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知が届く
- ③期間満了後の離作料は不要
- ④利用権の再設定により継続して貸し借りができる など



▼受付期間

4月1日(水)～28日(火)

農業委員会事務局

☎985-4131

発達障がい啓発週間 特徴に応じた配慮や支援を

毎年4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本ではこの日から8日までを「発達障がい啓発週間」としています。

▼発達障がいとは

生まれつきの脳機能の発達の偏りによる障がい、外見から分かりにくいことから「自分勝手」「変わった人」「育て方が悪い」などの誤解

を受けることがあります。

発達障がいのある人がそれぞれの能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、一人一人の特徴に応じた配慮や支援が重要です。皆さんのご理解とご配慮をお願いします。

福祉課障がい福祉係

☎985-4112

戦没者などの遺族の皆さんへ
特別弔慰金が支給されます

戦没者などの尊い犠牲に対し、国が戦没者などの遺族に特別弔慰金を支給します。

▼対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受けられない場合に、次の順番による先順位者1人に支給されます。

① 令和2年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

② 戦没者などの子

③ 戦没者などの父母、孫、祖父母、

兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時の生計関係の有無などで順番が替わります。

④ ①～③以外の戦没者などの三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期限 令和5年3月31日(金)

※福祉課障がい福祉係

☎985-4155

ブロック塀の安全対策はできていますか

地震による倒壊を防ぐため、避難路に面したブロック塀などの安全対策工事費用を補助します。希望する場合は、必ず工事を行う前に窓口で相談してください。

▼対象物 次の全てを満たすもの

- ・耐震診断で安全対策が必要と判断されたもの
- ・避難路に面するもの
- ・建て替えの結果、耐震構造となるもの(除却する場合を除く)

※令和3年2月28日までに工事を完了できるものに限りです。

▼対象者 ブロック塀などがある土地の所有者など

▼一次受付期間 4月6日(月)～5月29日(金)

※応募多数の場合は抽選とします。

☎まちづくり課建築住宅係

☎985-4122

木造住宅を所有している人へ
耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

① 木造住宅耐震工事補助

木造住宅の耐震化のため、建物に補強する工事や耐震シェルター設置工事の費用を助成します。

また、耐震工事の補助に必要な耐震診断(住宅の安全性を診断)や耐震設計(補強箇所の設計図書を作成)を無料で行います。



▼対象住宅

次の全てを満たす住宅

- ・町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- ・併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以下の住宅
- ・2階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの
- ※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外

▼対象者 住宅の所有者

② 老朽放置建物除却

建物倒壊による災害などを防止するため、次の費用を助成します。

① 新立・本村の一部地区

町に寄付してもらった土地にある建物を除却する費用

② 町内全地区

倒壊するおそれがある空家を除却する工事の費用の一部



▼対象建物

次の全てを満たす建物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された建物
- ・敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
- ・倒壊のおそれがある建物

▼対象者 建物除却の権限を持つ人

③ 共通事項

▼受付期間 4月6日(月)～令和3年1月29日(金)



先着順で受け付けます。申請前に窓口で相談してくださいね。

☎まちづくり課建築住宅係

☎985-4122

麻しん・風しんの予防接種を受けましょう

麻しん(はしか)・風しんは、予防接種を受けることが最も有効な予防手段です。

▼令和2年度公費接種対象者

・第1期 1歳以上2歳未満

・第2期 平成26年4月2日～27年4月1日生(小学校入学前の1年間)

※接種期限は令和3年3月31日(水)

・第5期 昭和37年4月2日～54年4月1日生で、風しん抗体検査の結果抗体がない人

※追加的対策として令和4年3月末まで実施。対象者には風しん抗体

検査・予防接種のクーポン券を送付。

▼生まれてくる赤ちゃんのために 妊娠初期の女性が風しんに感染すると、生まれてくる子どもが難聴、心疾患、白内障などの先天性風しん症候群を発症する恐れがあります。妊娠中やその可能性がある人は予防接種ができませんので、家族みんなで予防しましょう。

※公費接種対象者以外の人の費用は実費です。

☎子育て・健康課健康増進係

☎985-4118

令和2年度 水道検針・集金事務委託者

委託者名	担当地区
黒瀬 志穂	宗意原・今新開
鍵野 雪乃	北黒田・宗意原
二宮 英樹	北黒田・南黒田
佐藤 美佳	北黒田・新立・宗意原
楠野 千恵子	塩屋
女鹿 幸子	大間・昌農内
加藤 初恵	新立・本村
増田 恵美	上高柳・恵久美・横田
平野 さつき	筒井・塩屋
坂本 豊	筒井
戎屋 多恵子	西古泉
河本 重美	北川原・南黒田
池内 桂子	西高柳
太場 洋子	徳丸・中川原・出作・鶴吉
渡瀬 紀代	神崎
増田 弥生	永田・東古泉・大溝
稲場 真由美	塩屋
田中 由紀子	南黒田
戒田 京子	
阪東 利美	
西森 文子	

☎上下水道課業務係 ☎985-4133

土地・住宅に関する無料相談を行います

土地や住宅のことで分からないこと、困ったことを気軽に相談してください。相談は無料です。

① ハトのマークの不動産無料相談

伊予宅建協会主催で相談に応じます。

▼日程 毎月10日 13時～15時

※土・日曜日、祝日の場合は翌日

▼内容 土地、建物、住まいのこと

▼場所 庁舎4階402会議室

※7月のみ、庁舎4階403会議室で行います。

② すまいの相談

松前町建築協議会主催で相談に応じます。

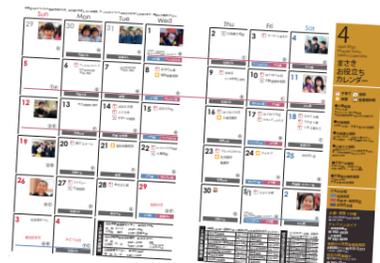
▼日程 毎月第2火曜日

▼内容 住宅の耐震工事など

▼場所 庁舎1階ロビー

☎まちづくり課建築住宅係

☎985-4122



▲毎月のお役立ちカレンダーで実施日と連絡先を確認できます。

秘密厳守、相談無料!



●すまいの相談日程表

	9:30~12:00	13:00~15:30
4/14	大政 晋	川中 英明
5/12	松下 弘	三木 晃
6/9	茂川 俊英	窪田 博文
7/14	武智 清	大政 晋
8/11	川中 英明	松下 弘
9/8	三木 晃	茂川 俊英
10/13	窪田 博文	武智 清
11/10	大政 晋	川中 英明
12/8	松下 弘	三木 晃
R3 1/12	茂川 俊英	窪田 博文
2/9	武智 清	大政 晋
3/9	川中 英明	松下 弘